

協議第 3 号

平成 1 5 年 月 日確認

情報システム等の統合・整備計画について

情報システム等の統合・整備計画について別紙のとおり提出する。

平成 1 5 年 月 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

津地区市町村の合併に伴う情報システム等統合・整備計画の概要

平成 1 5 年 2 月

はじめに

市町村の合併に伴っては、種々の業務の整理・統合が必要とされますが、とりわけ情報ネットワークや情報システムは、合併時において従来からの住民サービスを、変わることなく確実に提供できるよう、統合・整備することが絶対的条件となります。

一方、近時、世界最先端の I T 国家実現のため、電子政府・電子自治体の構築が急務とされるなか、住民基本台帳ネットワークや総合行政ネットワーク（ L G W A N ）など、新しい I T 環境の形成にも対応することが求められています。

このため、津地区市町村の合併にあたっては、こうした情報化を取り巻く環境の変化を考慮しつつ、合併時に支障なく適切な住民サービスが確保できるよう、情報ネットワークの構築と情報システムの統合・整備を図ろうとするものです。

なお、合併の対象とする市町村は、平成 1 5 年 1 月現在、法定の合併協議会へ参加された 9 市町村とし、また統合・整備の対象とする期間は、合併後概ね 5 か年程度までの期間を見込むものです。

これとともに、以下に示す統合・整備に必要な事務については、各市町村の合意を得たうえ、合併時までには便宜津市が主体的に推進することを前提としたものです。

第 1 情報システム等の現況

1 統合・整備の対象とする情報システム等

一般的に、情報システムを稼動・運用するには、多様なアプリケーションソフトを装備したシステムそのものと、そのシステムの中味（いわゆるコンテンツ）となる情報やデータを流通させる（運ぶ）ネットワーク（回線）、さらにはこれら情報やデータを取り出し、加工・利用するための機器（パソコンやプリンタ）が整っていることが基本的条件となります。

このことを踏まえて、津地区 9 市町村において統合・整備の対象とする情報システム等は、次に示すものとします。（「群」はサブシステムも含めた、システム総体をイメージするものとして表記します）

なお、学籍・就学システムや学校給食システム等教育委員会が所管するシステムのほか、水道事業に係る料金システムや会計システム等（一部下水道情報を含む。）並びに消防本部における消防通信指令システムについては、情報通信の共通基盤となるネットワークを除き、それぞれの所属において統合・整備を進めることとします。

対象 1

既設のネットワーク回線として、 N T T 及び Z T V の通信回線を効果的に活用した W A N 及び L A N の「情報通信基盤」

対象 2

住民基本台帳をDB（データベース）として、住民記録や外国人登録あるいは税関係情報など、様々なサブシステムで構成される「住基利用システム群」

対象 3

介護、保健、医療に係る各種システムや児童・高齢者に係る手当等の関係システムなどから構成する、住基も活用した「福祉・保健・医療システム群」

対象 4

現在戸籍から改製原戸籍、除籍などまで幅広い戸籍の管理・運用を行う「戸籍情報システム群」

対象 5

予算・会計・決算を主な構成要素とする「財務会計システム群」

対象 6

人事や給与のほか厚生業務なども含む「人事・給与等職員情報システム群」

対象 7

ホームページを中心とする「公開情報システム群」

対象 8

パソコンおよびプリンタのほか、当面ファクシミリを含む「情報機器の統合・配置」

2 情報システム等の現況

1に掲げた統合・整備の対象とする情報システム等の現況は、表1のとおり既に多くの市町村において関係業者により整備・運用されているところです。

一方、例えば住基利用システム群における運用等の経費は、表2のように年間約11億円支出されるなど事務量、経費とも膨大なものとなっています。

表 1 津地区市町村における情報システム等現況表

情報システム等	現 況									備 考
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	
人 口（計 279,363）	163,246	41,063	17,351	8,900	4,249	11,279	5,300	14,580	13,395	平成12年国勢調査より
情報通信基盤										
W A N	N	Z	N	-	-	-	-	N	N	
L A N	N	Z		N						
住基利用システム群										
住民記録システム										
外国人登録システム										
印鑑登録システム										
税務関係システム （次の2システムのほかすべて）										
家屋評価システム		-			K			-		
滞納整理支援システム	-		-	-	-	-	-	-	-	
農地情報システム	自己				NN		-	-		自己は自己導入（一部）
公営住宅管理システム	自己					-	-			"（拡張困難）
畜犬管理システム		-			-					
住基NWシステム										
福祉・保健・医療システム群										
福祉総合システム					-	-			-	
四公費システム										
国保・年金システム										
介護保険システム										
健康管理システム										
保育料計算システム							-			
児童手当システム										
児童扶養手当システム			-	-	-	-	-	-	-	
戸籍情報システム群	X									
財務会計システム群	J	M				D				
人事・給与等職員情報システム群										は一部導入済
公開情報システム群	単独	久一協	安企協					久一協		単独は単独導入
情報機器の統合・配置	0.9	0.6	1.0	1.0超	1.0超	0.8	0.7	1.0超	1.0超	パソコン配置率
情報機器										
汎用機	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
サーバ	35	11	4	2	3	7	1	5	3	
端末	1,114	170	112	106	71	70	40	176	136	
プリンタ	513	93	18	10	24	38	10	79	28	

（注） は三重電子計算センター㈱が受託し、Nは西日本電信電話㈱、Zは㈱Z T V、NNは中日本航空㈱、Xは富士ゼロックス㈱、Kはカナエジオマチックス、Mは中部松下システム㈱、Dは㈱ダイワビジネス、Jはジャパンシステム㈱のそれぞれ受託業者を示す。また、-は未導入を、 は一部導入済、久一協は、久居・一志地区広域連携協議会、安企協は、安芸郡企画広報担当者連絡協議会を示す。情報機器は、H13年度版「地方自治コンピュータ総覧」及び他調査結果により台数を示したもの。ただし、津市分は独自調査結果で、端末、プリンタは住基利用システム等の専用分を含む。

表2 合併対象市町村における住基利用システム群に係る運用・管理状況

市町村名	導入形態	機器の賃借料 (年間)千円	保守・管理費 (年間)千円	バッチ処理経費 (年間)千円	契約期間
					更新時期
津市	汎用機自己導入 (運用のみ委託)	153,503	88,457	279,890	H10.9～5年間
					H15.8
久居市	全面委託	35,454	40,839	73,000	H11.8～5年間
					H16.7
河芸町	全面委託	20,342	35,551	34,939	H13.1～5年間
					H17.12
芸濃町	全面委託	2,620	25,909	27,190	H11.12～買取
					概ね H16.11
美里村	全面委託	9,580	29,926	15,667	H13.6～5年間
					H18.5
安濃町	全面委託	12,552	22,945	31,910	H13.12～5年間
					H18.11
香良洲町	全面委託	9,307	15,977	17,735	H14.11～5年間
					H19.10
一志町	全面委託	15,262	26,012	34,032	H13.7～5年間
					H18.6
白山町	全面委託	14,013	32,513	29,515	H11.4～5年間
					H16.3
計		272,633	318,129	543,878	左の計 1,134,640

(注) 千円未満を切り上げ。平成13年度決算による。

第2 情報システム等の統合・整備に係る基本理念と方針

ここでは、情報システム等の統合・整備にあたっての基本的な考えと基本方針について、以下のとおりとりまとめるものですが、その前提として、現段階では便宜上、情報システム等による処理事務は現行のまま、また、合併対象市町村の庁舎は当分の間継続利用することとしました。

なお、情報システム等の統合・整備は、新市において、いずれの旧市町村庁舎でも同一の住民票等の出力・交付を可能とするため、不可欠な業務となるものです。

1 統合・整備に係る基本理念

合併にあたり、行政事務の効率化は進めながらも、住民サービスは可能な限り維持・向上することが望まれますが、とりわけ情報システムは、時間と距離を超えて住民サービスに貢献することが可能で、その統合・整備のあり方が極めて重要であるといえます。

以下に、その統合・整備にあたっての基本理念を示し、合併の着実な進展にも寄与しようとするものです。

- (1) 情報システム等の円滑・確実な統合により、安全かつ安定した情報通信基盤のもと従来同様、特に窓口における住民サービスの水準を維持した提供・実施を可能にします。
- (2) 人口・市域の大幅な拡大にも対応できる情報システム等の整備によって、一層行政効率を高め、住民サービスの向上につなげます。
- (3) 電子自治体の実現などをめざした、IT化による情報通信環境の整備については、次世代の情報通信システムのあり方も展望しつつ、合併後相応の期間をかけて計画的に進めることとします。

2 統合・整備に係る基本方針

前項の基本理念のもとに、後述する情報システム等の具体的な統合・整備にあたっての基本方針を、以下のとおり示します。

- (1) 合併対象市町村の庁舎においては、津市同様の情報通信環境となるようLAN（庁内ネットワーク）の整備を、各庁舎間では津市地域情報センターを拠点としたWAN（広域ネットワーク）を構築し、情報処理の均質化を図ることとします。
- (2) 既存情報システムは統一化を図るとともに、システムが未導入の市町村にあっては、追加導入を行うこととします。ただし、未導入の市町村が多数で、かつ導入の緊急性が低いと思われるシステムにあっては、当面統合・整備の対象としません。
- (3) 市域の飛躍的拡大や情報処理の効率化などを考慮し、中・長期的な視点に立って、テレビ会議システムや次世代情報システムについて検討のうえ、可能な限り導入を進めることとします。
- (4) 情報システムの運用に不可欠なパソコンやプリンタを中心とした情報機器は、電子自治体の実現や行政事務の効率化などをめざして、1人1パソコンを基本に早期配置を進めることとします。なお、津市を除く各市町村において、ファクシミリは当面、情報機器の1つとして効果的に利用できるよう維持・整備を促進します。
- (5) 更新時期や耐用期限を迎えるシステムや情報機器は、情報システム等の統合・整備時期を十分考慮し、必要に応じて延長や更新の前倒しを行い、可能な限り統一性、均質性の確保を図ることとします。なお、情報機器は、管理の有効性から賃貸借を基本とします。

第3 統合・整備後の望ましい情報システム等の姿

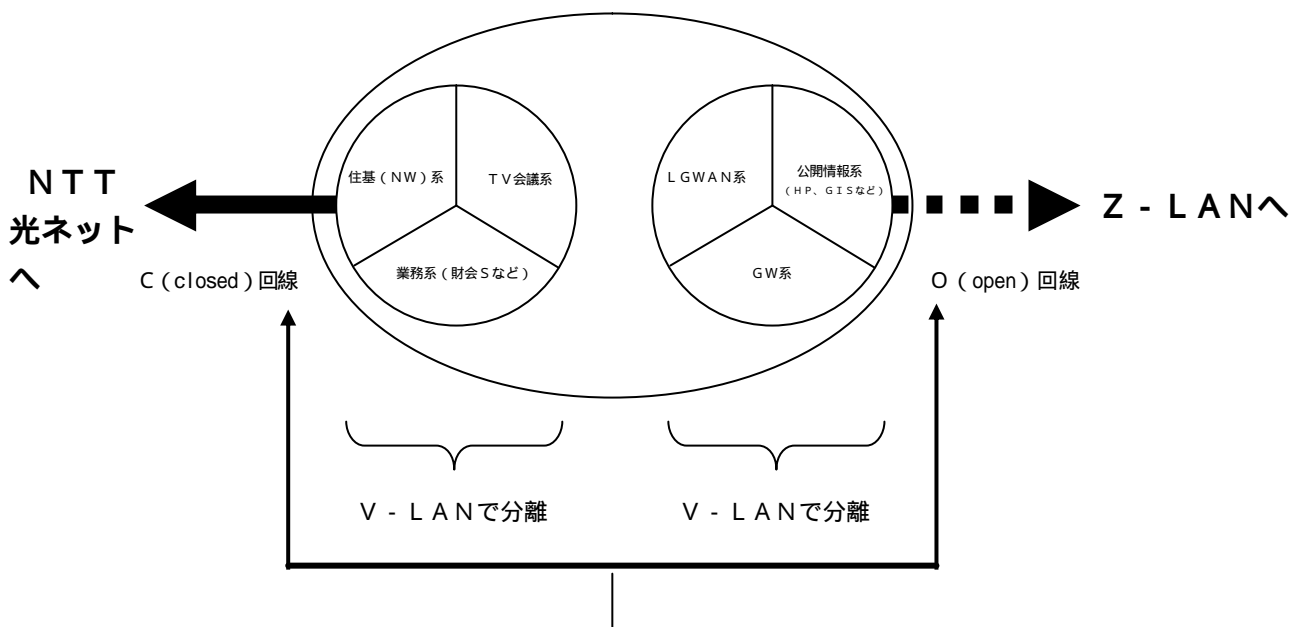
1 ネットワークの構成

ネットワーク上を流通する情報は、既存の住民情報や財務情報、あるいはホームページによる公開情報などがありますが、これらに加え今後は、L GWANやグループウェア（以下「GW」と略します。）GIS（地理情報システム）に関する行政情報、さらにはテレビ会議や電子自治体の実現に伴う様々な情報が多量に流通することが見込まれることとなり、これを中断させない安全で堅牢なネットワークの構築が必要となります。

このため、LANは、光ケーブルなどで高速ネットワークとし、標準的に図1のように情報の特性に応じた、基幹系情報を流通させるクローズド（閉鎖）回線（以下「C回線」といいます。）と、公開系情報を流通させるオープン（開放/インターネットと接続）回線（以下「O回線」といいます。）に分離し、V-LAN（仮想した通信経路を構築する情報通信技術）によりセキュリティを確保しつつ、必要な容量と速度を得て安定した情報通信を可能にすることとします。

一方、各市町村庁舎や関係機関を結ぶWANは、ネットワーク回線に断線等で障害が発生した場合の通信を確保するため、NTT及びZTVの光ファイバによる上述したC回線、O回線を二重利用し、図2のように津市地域情報センターをNOC（ネットワークオペレーションセンター）として、それぞれの庁舎及び関係機関を接続することとします。

図1 LAN回線の標準構成模式図



回線障害など非常時は、セキュリティ条件を十分考慮し、相互に迂回利用を行う。

2 システムの構成

情報システムの統合・整備にあたっては、例えば、間近となった電子自治体の実現やワンストップ、ノンストップサービスの提供を可能とする、多機能型のシステムを導入することが望まれることから、従来のCS（クライアント・サーバ）方式から基本的に次世代型のWeb（インターネット網の利用）方式に移行するなど、望ましい構成条件を整えることとします。

これら条件のもとに、例えば統合・整備の中心となる住基利用システム等の標準構成を想定すると、図3のとおりとなります。

図2 津地区におけるWANの構成計画概要図

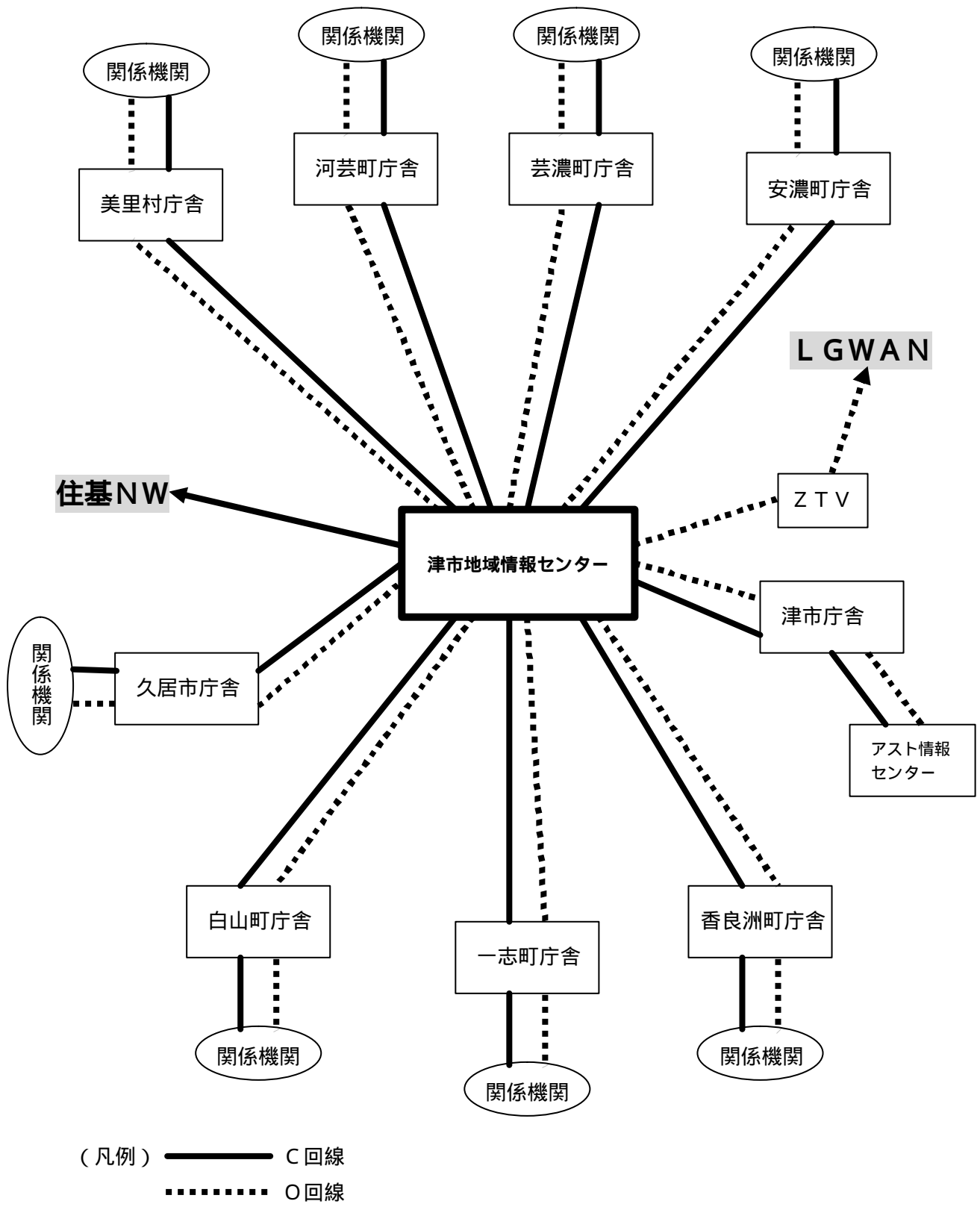
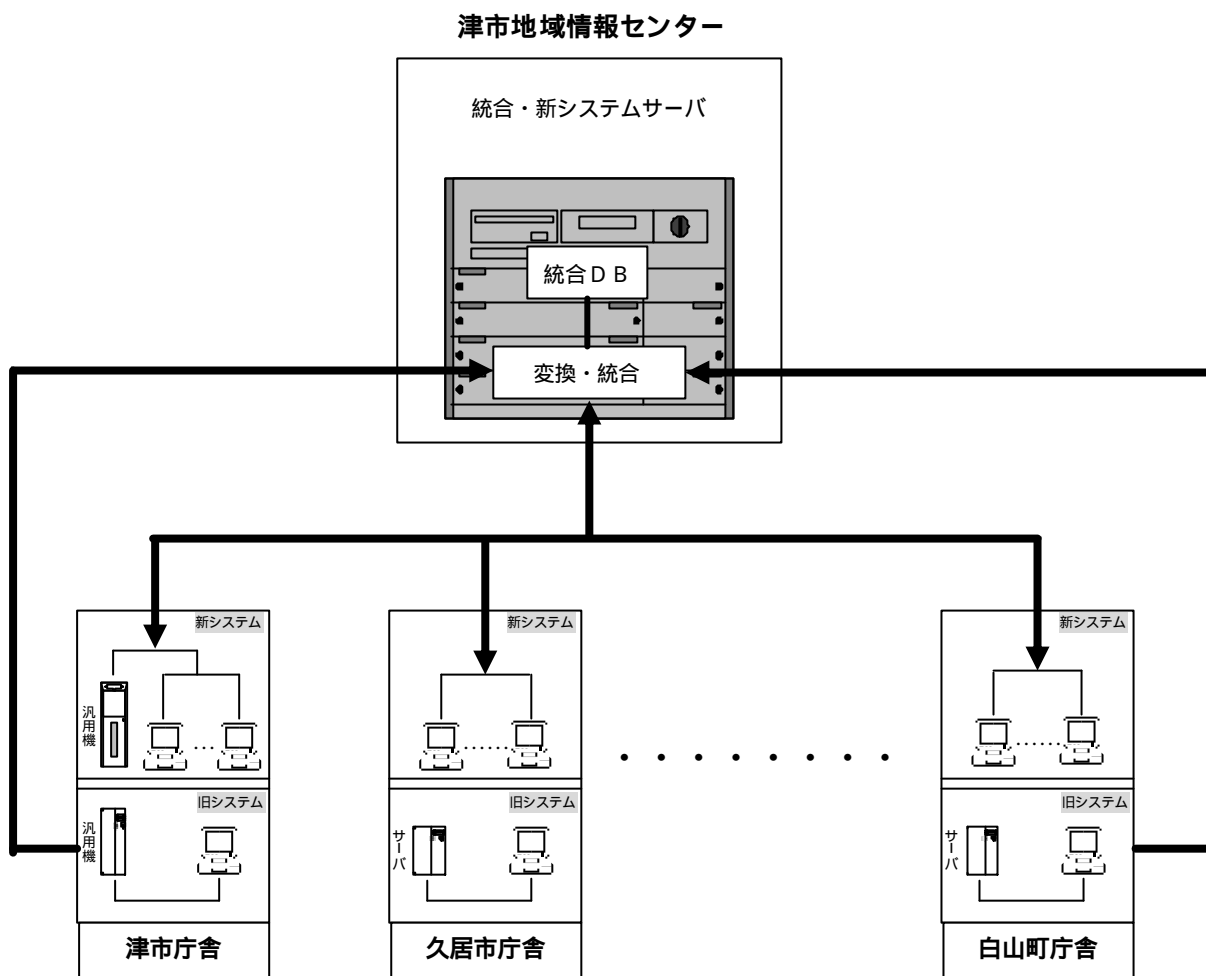


図3 情報システム（住基利用システムほか）の標準構成概要



第4 統合・整備の具体化方策とスケジュール

1 統合・整備の具体化方策

情報システム等の統合・整備を具体化するにあたっては、第2に示した基本方針のもと、合併時に当該システムが支障なく完全に稼働できることを前提に、円滑かつ効率的に統合・整備作業を進行させることが条件であり、これを基本要件として委託業者を選定することとなります。

このため、例えば既出の表1に示すように、住基利用システム群及び福祉・保健・医療システム群は、ほぼすべてのシステムが1業者で開発・運用されていることから、上記の前提・条件と併せこれらの実績を考慮すると、当該業者によってのみ統合に係る委託業務の確実な実施が見込めるものといえます。

一方、戸籍情報システム群の例では、当該システム群は住基利用システムのデータと異なって基本的に独立し、かつほぼ同量の戸籍数を、津市とその他市町村とで、それぞれ異なる業者が整備・運用していることから、当該システム群の統合・整備は、いずれかの業者を特定し、当該業務を委託することが望ましく、2業者を対象に迅速にプロポーザルを実施し、委託業者を特定のうえ、業務移管を行いつつ統合・整備を進めることとします。

このように、情報システム等の稼働現況を踏まえつつ、可能な限り競争性を有した契約方法により外部委託のうえ、統合・整備の具体化を図ることとします。

2 統合整備の概略スケジュール

情報システム等の統合・整備を具体化するのに要する期間は、新市のシステムへ統合するまでのデータの修正やセットアップなどの移行準備から、新市のシステムの設計や施工などのシステム構築、さらにこれらの統合を終え、その後約3か月のテスト稼動、操作訓練によって1年半以上かかると見込まれています。

従って、合併調印後の期間では統合・整備が困難であることから、円滑な統合・整備を図るため、合併時に稼動していなければならないもの（1次稼動）や合併後であっても早期（概ね2か年以内）に稼動させなければならないもの（2次稼動）、さらに合併後速やかに計画を策定のうえ、長期（5か年程度）にわたり、計画的に取り組みなければならないもの（3次稼動）の3つの期間に区分し、表3のとおり概略スケジュールを想定するものです。

第5 統合・整備に当面必要な概算経費

情報システム等の統合・整備にあたり、最も重要な、合併時に稼動していなければならないもの（1次稼動分）について、委託料等統合・整備に係る経費とともに、参考として、合併前後（新旧）の情報システム等の運用に係る経費を、表4に示します。

当該経費は、関係業者へのヒアリングやこれまでの実績等をもとに想定しましたが、詳細な積み上げによるものではありませんので、今後、数字に異動を生じることがあります。

また、これらの統合・整備に係る経費の市町村負担金については、参考として添付したとおり想定します。

なお、合併後における諸経費には、合併特例債などの特定財源の措置がありますが、合併までの情報システム等の統合・整備に係る経費には、特別交付税のほかは現在のところ、有効な財源措置がなされません。

表3 合併に伴う情報システム等の統合・整備概略スケジュール

システム等名	1次稼働		2次稼働	3次稼働	備考
	平成15年度	平成16年度 合併	平成17年度～ 同18年度	平成19年度～ 同21年度	
情報通信基盤（NW回線）					
地域情報センター～各市町村庁舎（小・中・幼、保育所を含む）	契約締結・施工 完工				
各市町村庁舎～関係施設			施工	施工	
情報システム					
住基利用システム 福祉・保健・医療システム	準備 契約・統合・試験・研修ほか			システム・機器の更改	住基カードの導入種別はH15年で特定
戸籍情報システム	プロポーザル 契約・統合・試験・研修ほか			システム・機器の更改	
財務会計システム	プロポーザル 契約・統合・試験・研修ほか			システム・機器の更改	
人事・給与等職員情報システム	準備 津市関係分	他市町村統合分		システム・機器の更改	
公開情報システム		プロポーザル 契約・開発・試験		システム・機器の更改	
情報機器の統合・整備	津市において配置 （1人1パソコン） 久居市において配置 （パソコン50%、プリンタ） 久居市において配置 （パソコン50%、プリンタ）		順次計画的に借替		津市は平成15年度で1人1パソコン達成見込み 久居市は平成16年度で1人1パソコン達成見込み

表4 統合・整備に係る概算経費見込み

システム等名	平成15年度	平成16年度	計	運用経費の比較		備考
				新システム 平成17年度運用経費 見込み	旧システム 平成13年度運用経費	
情報通信基盤（NW回線）の整備			48,830	32,000		
地域情報センター～各市町村庁舎（小・中・幼保育所を含む）	48,830		48,830	32,000		
情報システムの統合・整備			760,330	1,030,872	1,060,713	
住基利用システム 福祉・保健・医療システム	391,694	341,976	733,670	1,027,242	816,261	既存DB移行費含む
戸籍情報システム	547	953	1,500		64,738	
財務会計システム	1,026	3,904	4,930		137,579	H13久居市・安濃町経費除く
人事・給与等職員情報システム	2,014	11,656	13,670		42,135	
公開情報システム		6,560	6,560		3,630	
情報機器の統合・整備	20,410		20,410	126,453	H13経費は各業務に含む	H15は津市・久居市分
計	464,521	365,049	829,570	1,189,325	1,060,713	

第6 既存情報システム等の取り扱い

統合される現行の情報システムについては、合併時までにはソフトウェアや機器の更新時期を迎えるものが多くあります。

例えば、津市では基幹的な情報システムとなる住基利用システムにおいて、大量のバッチ処理を行う汎用機が平成15年8月末に更新時期を迎え、また、他市町村のサーバや端末を含めた情報システムにおいても同様事例が多くあります。

このため、統合後の住基利用システムにおいても、バッチ処理の機能を果たす津市の汎用機については、後継機種への移行期間を含めた約2か年程度賃貸借期間を延長することとします。

また、他市町村において、平成15年度から合併時までには更新時期を迎えるシステムにあつては、システム統合時まで賃貸借期間を延長するか、購入されたシステムの場合は延長利用するよう依頼することとします。

なお、延長期間における障害発生への対応やセキュリティ確保のため、保守契約等については十分留意するものとします。

情報システム等の円滑な統合・整備に向けて

市町村合併は、住民生活にも少なからず影響を及ぼし、とりわけ行政環境を一気に変化させる極めて大きな出来事ですが、なかでも情報システム等については、合併時直ちに従来どおり稼働できなければならず、その統合・整備は大変重要かつ困難なことが予想されます。

しかしながら、特に市域が極めて広範となる津地区にあって、情報システム等の統合・整備は、住民サービスの維持・向上と行政事務の効率化の両面を併せて可能にするもので、その円滑・着実な実現が新市の将来を左右するといっても過言ではないといえます。

また、IT先進国に向かうなか、地方において電子自治体の実現が急務とされる今日、合併を機に次世代の情報システムのあり方も踏まえた統合・整備を具体化することができれば、合併後の新市にとっては大きな意味を持つこととなります。

新市において、高速・大容量の情報通信が可能なブロードバンドネットワークと次世代の情報システムが統合・整備され、その整然とした稼働環境が形成されれば、新市は名実ともに情報化先進地域として確実に位置づけられるものと期待できますが、今後のスケジュールを踏まえると、各市町村の実態やシステム統合のための具体的な調査・検討を急ぐ必要があり、このため委託業者や取り組み体制の迅速な特定、整備が急務であるといえます。